

人口のうごき

1月1日現在	67,342
人口	7,342
男女	4,214
世帯数	14,484
出生(12月中)	3,421
死亡()	4,964
転入()	9,640
転出()	5,200
前月比	59.2人増

過去5カ年の火災原因

原因別年次	使用火	煙突	車輛	油及びガス	電気	その他	合計
昭38	15	4	1	13	6	31	70
39	16	7	9	15	5	18	70
40	17	6	8	19	7	48	105
41	15	4		19	6	33	77
42	8	2	3	12	6	25	56

過去5カ年の月別火災発生状況

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
昭38	8	14	12	4	1	1	2	4	7	6	4	7	70
39	7	8	8	10	3	4	4	3	4	2	6	11	70
40	12	11	13	15	6	6	6	4	6	8	5	13	105
41	9	5	8	10	7	2	3	4	7	5	9	8	77
42	5	6	10	6	5	1	4	5	4	2	5	3	56

火災の件数は減少

多いのは石油ふろがま

消防白書

川越市消防本部では、このほど昭和三十八年から昭和四十二年までの過去五年間の火災発生状況を調査し、消防白書を発表しました。この発表によると、過去五年間の火災発生件数は、いちばんたくさん火災が発生した年は、昭和四十年の、百五十七件で、昭和四十二年は、百三十九件と減少しています。火災の損害額は、昭和四十二年は、百三十九万六千六百八十七円、市民一人当たりの損害額は、千五百三十二円と減少しています。

また、昭和四十二年の火災発生状況をみると、一月から三月までは、火災発生件数は、一月が六件、二月が五件、三月が四件、四月が三件、五月が二件、六月が一件、七月が一件、八月が一件、九月が一件、十月が一件、十一月が一件、十二月が一件と、毎月一件ずつ発生しています。

月別発生状況

防火診断

防火診断は、昭和四十二年の火災発生状況を調査した結果、防火診断を実施した家屋は、昭和四十二年は、百三十九件と増加しています。防火診断を実施した家屋は、昭和四十二年は、百三十九件と増加しています。

過去5カ年の火災状況

年次	世帯	人口	火災件数	損害額	焼失面積	全焼	半焼	部分焼
昭38	24,230	115,599	70	11,118千円	1,075,430㎡	9	7	54
39	26,227	120,226	70	61,107	4,605,946	13	5	52
40	29,142	127,157	105	194,897	5,539,621	17	5	83
41	31,779	135,112	77	52,806	3,715,785	24	5	48
42	34,418	142,067	56	19,331	1,572,574	17	15	34

水道の検針が隔月に

四月から実施

川越市の上水道事業については、昭和二十八年より、独立採算の体制をとって、公営企業として運営されてきた。検針は、従来毎月一回行われてきたが、昭和四十二年四月から隔月に実施することになった。これは、検針の検針料を削減し、市民の負担を軽減するためである。

人事異動

市では、国体事務局の縮小と窓口業務の一本化を目的として、市民課の機構改正に基づいて、一月一日付で人事異動を行なっています。

消防吏員を募集

- ◆募集人員 若干名
- ◆応募資格
 1. 今春高等学校卒業見込者
 2. 身体健康な男子で、両眼とも裸眼視力0.5以上(きょう正視力1.0以上)で併色力完全な者
- ◆試験予定日 昭和43年2月下旬
- ◆受験手続き 希望者は、履歴書(ペン横書)に写真を添付し、川越市消防本部に直接持参または、郵送にて申込んでください。
- ◆給料 1. 初任給21,200円(昇給年1回) 2. 特殊勤務手当の外、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当等公務員給与に準じて支給されます。 3. 制服、外とう、作業服の外、短靴等の被服が貸与されます。

固定課税台帳の縦覧

三月二十一日までで税務課で

昭和四十三年度の固定資産評価額は、二月に決定し、この課税台帳を、三月一日から三月三十一日まで、市民課で縦覧いたします。この縦覧は、固定資産税、都市計画税の課税額を算定するためのものです。

昭和四十三年度の固定資産評価額は、二月に決定し、この課税台帳を、三月一日から三月三十一日まで、市民課で縦覧いたします。この縦覧は、固定資産税、都市計画税の課税額を算定するためのものです。

固定資産税負担調整率	都市計画税負担調整率
昭三十八年度評価額に比し昭四十二年度の評価額が三割未満のもの(一割増)	昭三十八年度評価額に比し昭四十二年度の評価額が三割未満のもの(一割増)
昭三十八年度評価額に比し昭四十二年度の評価額が三割以上八割未満のもの(二割増)	昭三十八年度評価額に比し昭四十二年度の評価額が三割以上八割未満のもの(二割増)
昭三十八年度評価額に比し昭四十二年度の評価額が八割以上のもの(三割増)	昭三十八年度評価額に比し昭四十二年度の評価額が八割以上のもの(三割増)

ペンテックス講習会

ペンテックス、フランス、またハンカチに、そのほか布地を使った多くのものに利用でき、趣味と実用を生かすことができます。三月十日(日)午後二時、十日、十七日、二十四日、三十一日(午前十時から十二時まで) 会場 川越市中央公民館南分館

市民書道講座

最近、日本の伝統技術である書道の関心が高まり、全国各地で開かれる展覧会も多く、今や「書道」は大きくクローズアップされてきた感じがいたします。三月七日(日)午後七時から九時 会場 川越市中央公民館南分館

危険物収集日

二月二十一日(三光町、田町、六軒町) 二月二十二日(中原町) 二月二十四日(蓮蓬町、松江町) 二月二十五日(新富町) 二月二十六日(久保町、久保町、西小仙波町) 二月二十七日(西小仙波町) 二月二十八日(西小仙波町) 二月二十九日(西小仙波町) 三月一日(西小仙波町)

回覧板

ここには、これから行なわれるいろいろな日割のせてありますので、保存してご利用ください。

市民税 申告を忘れずに

申告期限は三月十五日

ことしも昭和四十三年度市民税の申告時期になりました。お忘れなく申告してください。申告にあたっては次のことにご注意してください。

▼申告書を提出する人
本年一月一日現在、市内に居住している人または住所のあった人で、昨年所得のあった人、ただし給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人で、給与所得以外の所得がない人及び所得税の確定申告書が川越税務署に提出した人は申告の必要はありません。

▼申告書は郵送します
市民税の申告書および個人事業税の申告書は二月下旬までに各家に郵送されます。もし申告書が届かなかったときは市役所税務課または出張所へ連絡してください。

▼申告しないといふ分な税金がかかります
申告義務のある人が、期限内に申告しなかったときは、雑損、医療費控除などの所得控除が認められなくなり、余分な税金を納めることになることとなります。

市民税申告書の受付日

市民税の申告書の受付日は次のとおりです。(平日は午前九時から四時まで、土曜日は午後三時から、日曜日は除きます。)

市民税申告書の受付日



勝田議員は、かねて肺炎検査中のところ、本年一月二十四日午前十二時に、埼玉病院において逝去されました。享年六十八才。

勝田議員は、昭和二十二年四月以来、市議会議員に当選すること五回。この間、建設常任委員会委員長、市議会運営委員会委員長等を歴任、昭和三十八年

- ▼申告受付日程
- 二月十六日・十七日 芳野出張所
 - 二月十九日・二十日 古谷出張所
 - 二月二十一日・二十二日 南古谷出張所
 - 二月二十三日・二十四日 高階出張所
 - 二月二十六日・二十七日 福原出張所
 - 二月二十八日・二十九日 大東出張所

所得の確定をする人へ

申告期限は三月十五日

▼納税相談
今年も二月二十日から三月十五日まで(日曜日は除く)川越税務署で、納税相談を実施してまいります。なるべくお早めにおかけください。

▼確定申告をする際は
①納税相談や申告書をスムーズにするためにも、提出用の確定申告書の扶養親族、配偶者、事業専従者、生命保険料、社会保険料、損災(火災)保険料など、諸控除の欄は必ず記入してお待ちください。

▼確定申告をする際は
①納税相談や申告書をスムーズにするためにも、提出用の確定申告書の扶養親族、配偶者、事業専従者、生命保険料、社会保険料、損災(火災)保険料など、諸控除の欄は必ず記入してお待ちください。

家庭の日

= 今月は18日です =

毎月第三日曜日は家庭の日です。この日は、おとうさんが家にいる日だ。おかあさんが家にいる日だ。おとうさんが遊んでくれる日だ。ほくも妹も仲よくする日だ。家中仲よく話しよう日だ。

宅地、建物取引業法 一部改正

不動産取引に関する宅地建物取引業法の一部が改正になり、昭和四十二年十月一日から施行になりました。

おまな改正点の概要は次のとおりです。

- ▼誇大広告の禁(第十四条)
誇大広告や誤認期待の広告を禁止したこと。これに違反した者は罰せられます。
- ▼取引態様の明示(第十四条の二)
不動産取引に関する事項を、契約前に登記事項、公法上の制限、私道負担、電気等の整備状況は文書で、その他金等の額、目的等の重要事項については口頭または文書で説明することを業者に義務づけました。
- ▼重要事項の説明等(第十四条の三)
契約前に登記事項、公法上の制限、私道負担、電気等の整備状況は文書で、その他金等の額、目的等の重要事項については口頭または文書で説明することを業者に義務づけました。
- ▼書面の交付(第十四条の四)
契約が成立したときは相手方または依頼者に必ず必要事項を記載した書面(通常の場合には契約書)を交付しなければならぬことを業者に義務づけました。
- ▼手附貸与の禁止(第十八条)
手附貸与の禁止(第十八条)。

不動産の取引は慎重に

不動産取引する場合に注意すべき点に十分注意してください。

- ▼業者の選定は慎重に
宅地、建物の取引を業とする者は、建設大臣または県知事の免許を受けなければなりません。
- ▼契約書は充分検討
契約をする際は、必ず契約書を交換してください。業者の作成した契約書はよく読んで内容を十分検討した上で印鑑を押してください。
- ▼ローンを注意
住宅ローンには、一般人として融資を受けるものと、業者と銀行等とが提携しているものとの大別があります。銀行等に直接問い合わせ、なるべくローンの成立が確定してから契約するのが望ましいことです。
- ▼売却のときに注意
売却のときに税率に業者が白紙委任状を渡したり、印鑑を預けたりせず直接契約に立ち合う等十分注意してください。
- ▼事前相談
宅地建物取引業者の場合、契約をする前に、市の建築課、農業委員会等に相談して間違いのないようにしましょう。

ニセ税理士にご注意

最近、税理士としての資格を持っていない人が、税理士の仕事を代行する場合があります。このような場合は、税理士の仕事を代行する者が、税理士としての資格を持っていないことが、税理士としての仕事を代行する者から、うやむやに信頼される人であることが必要です。このため、税理士の仕事はきびしい税理士試験に合格した人や、弁護士などで、法律にもとづいた一定の手つぎを終えている人だけが代行することになっています。毎年、ニセ税理士のために大きな被害を受けた数が多いとされています。結核は慢性伝染病で、経過の長いところから、患者に大きな経済的負担をかけるものです。このため、結核予防法で命令入所した患者には医療費の全額が負担され、一般患者についても、医療費の三分の一が負担されるなどの優遇がはかられています。

年に一回は定期検診を

近ごろ、結核はなおやすすくなっています。しかしこれは、早期発見して正しい治療を受けた場合のことです。タンの中に菌が出ている患者でも、半年間正しい治療を受ければ、約九十パーセントは菌が出なくなりますが、中途でやめたり、不規則な治療を受けたら、また、赤痢菌などと同じように、また、結核菌もまた菌(耐性菌)がふえておりにくくなります。

市議会日誌

一月一日午前十三時三十分より市民会館において「新年祝賀式」が挙行され、正副議長並びに議員多数が出席いたしました。

一月四日午前十三時三十分より市民会館において「仕事始め式」が挙行され、事務局職員も、これに出席いたしました。

一月六日午前九時三十分より市民会館において「消防出初式」が挙行され、正副議長並びに議員多数が出席、熱心に観覧いたしました。

一月十五日午前九時三十分より市民会館において「市民会館」が挙行され、事務局職員も、これに出席いたしました。

一月十八日午後一時より、市役所会議室において、決算特別委員会が開催され、正副議長並びに議員多数が出席、熱心に観覧いたしました。

一月二十日午前十一時より、市役所会議室において、文教科常任委員協議会が開催され、「武蔵殿」等を視察いたしました。

一月二十二日午後二時に、下関市議会議員、名が行政視察のため来庁し、「交通傷害保険制度」について熱心に視察されました。

一月二十三日午後一時より、川口市役所において、埼玉県市議会議員正副議長が出席し、議長及び事務局局長が出席し、「関東市議会議員会第三回理事会の運営等」について種々、協議いたしました。

一月二十六日午前十一時より、市役所会議室において、市史編纂委員会が開催され、正副議長並びに総務、文教常任委員が出席いたしました。

一月二十七日午後三十分より、市民会館において、川越市PTA発足十周年記念大会が挙行され、議長及び事務局局長が出席し、PTAの今後の発展を祝しました。

一月一日午前十三時三十分より市民会館において「新年祝賀式」が挙行され、正副議長並びに議員多数が出席いたしました。

一月四日午前十三時三十分より市民会館において「仕事始め式」が挙行され、事務局職員も、これに出席いたしました。

一月六日午前九時三十分より市民会館において「消防出初式」が挙行され、正副議長並びに議員多数が出席、熱心に観覧いたしました。

一月十五日午前九時三十分より市民会館において「市民会館」が挙行され、事務局職員も、これに出席いたしました。

一月十八日午後一時より、市役所会議室において、決算特別委員会が開催され、正副議長並びに議員多数が出席、熱心に観覧いたしました。

一月二十日午前十一時より、市役所会議室において、文教科常任委員協議会が開催され、「武蔵殿」等を視察いたしました。

一月二十二日午後二時に、下関市議会議員、名が行政視察のため来庁し、「交通傷害保険制度」について熱心に視察されました。

一月二十三日午後一時より、川口市役所において、埼玉県市議会議員正副議長が出席し、議長及び事務局局長が出席し、「関東市議会議員会第三回理事会の運営等」について種々、協議いたしました。

一月二十六日午前十一時より、市役所会議室において、市史編纂委員会が開催され、正副議長並びに総務、文教常任委員が出席いたしました。

一月二十七日午後三十分より、市民会館において、川越市PTA発足十周年記念大会が挙行され、議長及び事務局局長が出席し、PTAの今後の発展を祝しました。

貯蓄のすすめ

たぐい話
買物客に、にぎわう町角をながめてみると、ふと、或る時人の「たぐい話」を思い出した。

子供のときから私は、たとえ話を教訓にして育った。「食てすべからず」といふのは、親の頭をふむのと同じ「なごなにか」に、私がよく聞かされた。「人間は、もう一生にさつかる数の糧がめらわれている。それを費い果したとき死ぬのだから、身分不相容のせいでなくしてはいけません。若いときにむかしの貯蓄を、年々ためておく。これは仏教的な教えなのだけれども、子供心に身にしみて物を大切にするたのしみ

山田歩道橋が完成

このほど山田小学校前の歩道橋が完成し、1月27日、渡り初式が行なわれました。この歩道橋は、長さ47メートル、幅1.5メートルで国道254号線に架橋され、小中学生の渡橋を安全に保つてくれています。工事費は5,105,000円(国3分の2、県3分の1)でした。このほか仙波小学校前と高野小学校前にもそれぞれ架橋されています。



子どものよい相談相手に

卒業期を前に家庭の注意

いよいよ卒業シーズンがやってきた。中学や高校で卒業を間近にひかえた子どもたちは、新しい生活に不安を感じている。毎年の時期の前後に、青少年の家山や自殺などが多くなるのも、こうした不安定な精神状態に原因があるといえる。この時期に、子どもたちの日常生活について、親や教師が適切な指導をすることが必要である。就職、進学の問題に直面している子どもは、精神的に負担が大きくなり、家庭内では、親子関係が緊張しやすくなる。そこで、家庭内では、できるだけ明るい雰囲気をつくるよう努め、子どもの神経をいたたけないように注意しよう。励みも行きすぎる逆効果を招くことがある。このうち、就職を希望している

これからが火災シーズン

家庭にも車にも消火器を

二月二十九日から三月六日まで、車禍火災、三月六日から三月十三日まで、一般の火災と分けられて、日まですべての火災が報告されている。火災原因には、暖房器具の取扱の不注意が最も多く、火遊び、たき火の不始末などが主なものですが、この二月半ばから四月にかけては、暖房器具の取り扱い不注意による火災が多いのが最近の傾向である。このほか、火気を使う場所には、必ずしも消火器を備えておきたいものである。現在手がたかぬ強力な効果のあるものとしては、小型粉末消火器等がある。これは、市価千二百、三百円程度の有効期間

スポットライト

新入学児童健康診断

今年小学校に入学するお子さんの健康診断が、市内の各小学校で1月17日から2月上旬にかけて行なわれました。健康診断の内容は、身長、体重、眼、鼻、歯や栄養状態などについて、まかく診断し、簡単な検査も行なわれました。0歳から10歳までの児童数は、男15,000人、女10,000人、合計25,000人です。



成人式

「成人の日」を迎え、希望に打ちあがった若人約3千人が集まり、1月15日、市民会館で午前9時30分と11時の2回にわけて、成人式が行なわれました。加藤市長の式辞、来賓のかたの祝辞などがあり、式は終わりました。そのあと、藤間流のかたかけによる日本舞踊が披露されました。



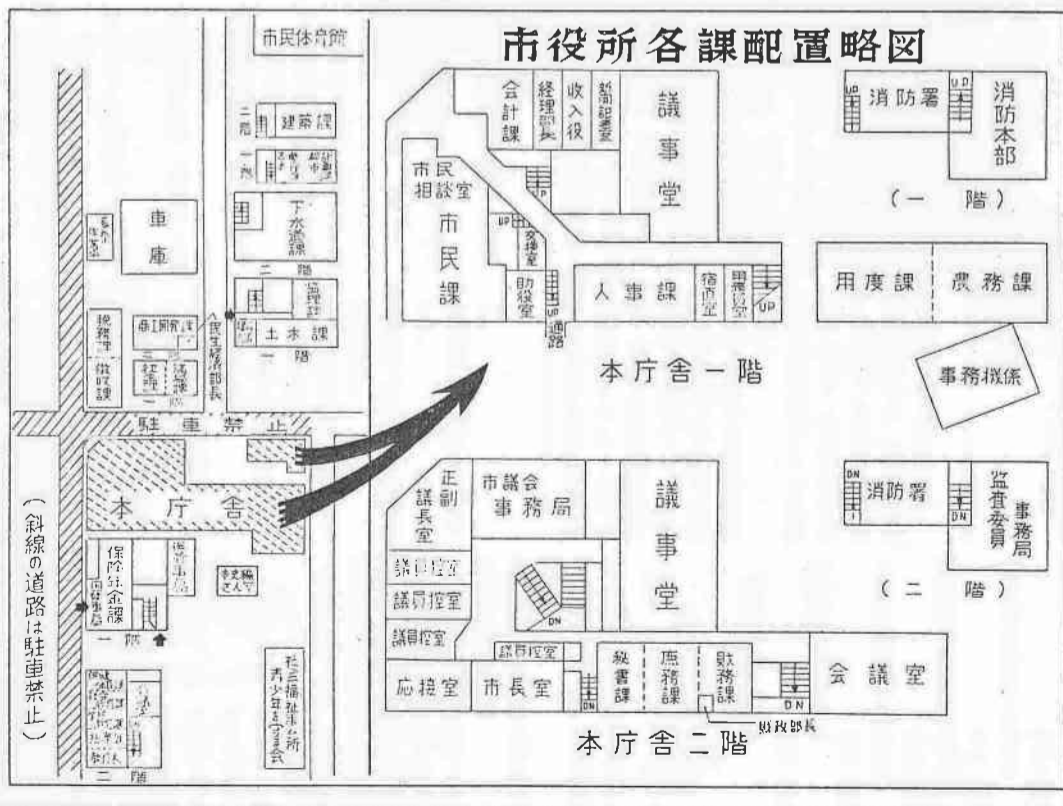
配給の徳用上米が袋詰に

二月から実施

二月から、主要消費都市のお米の配給方法が一部変更、小袋詰配給が実施されることになりました。埼玉県内では川越、浦和、川口、大宮の四市が実施します。小袋詰配給となるお米は徳用上米で、この米は各店舗によって扱い量が異なります。消費者が受配できなかった地域もありましたが、この方法によって、徳用上米の配給を希望される消費者の方が確実に受配できるようになります。袋代は政府が負担しますから価格は変わりません。小袋詰配給を希望される方は、各店舗に出向いて受配してください。

事務室の配置変更

昭和四十二年十二月二十五日、国体川越市実行委員会が解散、事務局は縮小して、保険年金課側に移りました。国体事務局の移転にもなっており、事務室が一部配置がえになりました。移転した部、課はつぎのとおりです。



身体障害者相談員に 萩島西三氏

身体障害者福祉法による、身体障害者相談員に、川越市身体障害者福祉会会長の、萩島西三氏が委嘱されました。昨年八月、身体障害者福祉法の改正により、新しく身体障害者相談員の制度ができました。相談員は、埼玉県知事の委嘱を受けて、福祉事務所の業務に協力し、また無料で、秘密のうえ、身体障害者の更生相談に当たります。萩島さんの住所は、次のとおりです。お気懸け、御相談ください。萩島西三(川越市大字下老登三一九番地)

入居者募集

市の建築課では、県営住宅の空家に入居者の募集を行なっています。ご希望の方は、県の報道文化課に直接申し込みください。浦和市高砂町埼玉県庁内

- 心配ごと相談
 - 毎月第一・三・五曜日 菅原町公民館(十時~三時)
 - 毎月第二・四・六曜日 市社会福祉事務所相談室(十時~三時) 行政相談を併設
 - 〇担当 市民委員 行政相談委員
- 法律相談
 - 毎月第二・四曜日 法務局(十時~三時)
 - 毎月第四曜日 市社会福祉事務所(二時~三時)
 - 〇担当 松倉秋之助弁護士
- 家庭児童相談
 - 毎日(土曜・日曜・祝日を除く) 市社会福祉事務所相談室(九時~四時)
 - 〇担当 専門相談員
- 乳幼児健康相談
 - 毎月第二・三・四曜日 川越診療所内健康相談室(二時半~三時)
 - 〇担当 医師 市保健婦
- 乳児健康相談
 - 毎月第一・三・五曜日 山田出張所内健康相談室(二時半~三時)
 - 〇担当 医師 助産婦、市保健婦
- 母性相談
 - 毎月第二・四曜日 山田出張所内健康相談室(二時半~三時)
 - 〇担当 医師、助産婦、市保健婦
- 成人病相談
 - 毎月第一・三・五曜日 山田出張所内健康相談室(二時半~三時)
 - 〇担当 医師、市保健婦
- 教育相談
 - 毎月水曜日 川越小学校内相談室(二時~五時)
 - 〇担当 市内小中学校教諭、専門相談員

